

埼玉県朝霞児童相談所
会計年度任用職員(里親等委託調整員)募集要項

次のとおり会計年度任用職員(里親等委託調整員)を募集します。

1 職務内容

- (1)里親等委託の調整に関すること
- (2)里親の相談指導業務に関すること
- (3)その他

2 応募資格

- (1)必要な資格・経験

里親等委託調整員任用資格要件を満たし、児童相談業務に従事した経験を有するなど児童福祉に精通している者

里親等委託調整員は、里親制度等に対する理解があり、子どもの立場にたって事業を推進することが出来る者であって、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ 児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- ④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者。
- ⑤ 都道府県知事(指定都市及び児童相談所設置市にあつてはその長とする。以下同じ。)が①から④までに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

- (2)必要な免許等

パソコン(ワード、エクセル等)の基礎的技能

- (3)年齢・性別・学歴は問いません。

- (4)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

健康で児童福祉の増進に熱意及び識見を有する者

4 採用予定者数

2人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

原則週3日・週23時間15分

※休憩時間:原則正午～午後1時(60分)

※勤務日・勤務時間の割り振りについては応相談。

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇5日、その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額:141,400～166,100円

(時間額1,403円～1,649円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和8年4月1日時点のものです。

一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6)諸手当

期末手当:報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険(共済組合)、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(9)勤務地

埼玉県朝霞児童相談所

所在地:朝霞市青葉台1-10-63

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

6 応募について

(1)応募は、下記担当あてに電話連絡の上、履歴書・身上書に写真を貼り、必要事項を記入して令和8年2月13日(金)までに提出してください。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、随時実施します。日程については、別途、連絡をいたします。

なお、応募書類の返却はしていません。

(3)最終合格

第二次審査(面接)後、速やかに、二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒351-0016 朝霞市青葉台1-10-63

担 当:埼玉県朝霞児童相談所 伊東

電 話:048-465-4152